第１号様式

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録番号 |  |  |  |  | （市が使用しますので記載不要です。） |

野田市小規模工事等登録申請書

　　年　　月　　日

（宛先）野田市長

　野田市小規模工事等登録実施要領に基づき、野田市小規模工事等登録業者名簿への登録を申請します。申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、当該名簿に登録される事項の公表、審査及び登録後における納税状況の確認、信用調査機関及び金融機関等からの情報収集について同意します。

なお、申請書及び添付書類の記載事項に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、登録を取り消されても異議はありません。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在地又は  住所 | 〒 | | | |
| ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ  商号又は名称 |  | | | |
| ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ  代表者氏名 |  | | | |
| 電話番号 |  | | | 使用印 |
| ＦＡＸ番号 |  | | |  |
| メールアドレス |  | | |
| 創業年月日 | 年　　 月　　 日 | 従業員数 | 人 |

（備考）

１　「代表者氏名」欄は、代表取締役等の肩書きも記入してください。

２　「従業員数」欄は、パート等臨時職員は含みますが、代表取締役等の役員は含めません。

３　「使用印」は、見積書、契約書又は請書、代金の請求書に使用する印とします。法人の場合は代表者印とします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 希望  順位 | 希望業種 | 具体的な内容 | 資格、免許等が必要な場合はその種類、名称等 | 経験  年数 |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |

（備考）

　１　「希望業種」欄は、裏面の「業種一覧」を参考に記入してください。希望業種を記入しきれない場合は、任意様式で作成の上、提出してください。

　２　「具体的な内容」欄は、発注時の参考としますので、具体的に記入してください。

　３　履行するために資格、免許等が必要な場合は、それらを有する場合のみ申請できます。

【添付書類】

　(1)　法人の場合は、登記事項証明書（登記簿謄本）※各地方法務局発行

　　　 個人の場合は、身分証明書　※本籍地の市区町村発行

(2)　記載事項証明書【納税に関する事項】（第２号様式）

※野田市税に滞納がないことを証明するもの、野田市役所低層棟２階収税課発行

(3)　希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

(4)　工事実績書（第３号様式）

【業種一覧】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業種  コード | 工事の種類 | 業種  コード | 工事の種類 |
| 010 | 土木一式工事 | 160 | ガラス工事 |
| 020 | 建築一式工事 | 170 | 塗装工事 |
| 030 | 大工工事 | 180 | 防水工事 |
| 040 | 左官工事 | 190 | 内装仕上工事 |
| 050 | とび・土工・コンクリート工事 | 200 | 機械器具設置工事 |
| 060 | 石工事 | 210 | 熱絶縁工事 |
| 070 | 屋根工事 | 220 | 電気通信工事 |
| 080 | 電気工事 | 230 | 造園工事 |
| 090 | 管工事 | 240 | さく井工事 |
| 100 | タイル・れんが・ブロック工事 | 250 | 建具工事 |
| 110 | 鋼構造物工事 | 260 | 水道施設工事 |
| 120 | 鉄筋工事 | 270 | 消防施設工事 |
| 130 | 舗装工事 | 280 | 清掃施設工事 |
| 140 | しゅんせつ工事 | 290 | 解体工事 |
| 150 | 板金工事 |  |  |

【関係法令】野田市小規模工事等登録実施要領第３条第２号関係

|  |  |
| --- | --- |
| 地方自治法施行令  第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。  １　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者   |  | | --- | | 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人 |   ２　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  ３　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第３２条第１項各号に掲げる者 |